

令和7年度 第1回 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和7年11月7日(金) 午後1時30分～午後3時30分

場 所 タワーホール船堀 蓬莱

出席者 近藤会長、安保委員、鈴木委員、川上委員、大須賀委員、緑川委員、
鶴岡委員、藤原委員、杉谷委員、工藤委員、川島委員、鈴木委員、
小杉委員、原委員、志村委員

- 次 第
1. 開会
 2. 事務局挨拶・紹介
 3. 委員委嘱および紹介
 4. 会長・副会長選任
 5. 東京大学先端科学技術研究センター 近藤教授による講義
 6. 議事
 - (1) 令和7年度江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について
 - (2) 今後の協議会の進め方について
 7. 閉会

<議事要旨>

障害者福祉課長

これより「令和7年度 第1回 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会」を開会いたします。終了は、午後3時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料につきまして、机上配付をしております。配布資料に不足等ございましたら、挙手願います。

まず初めに、事務局を代表しまして、福祉部長より挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

障害者福祉課長

続きまして、健康部江戸川保健所長より挨拶を申し上げます。

—江戸川保健所長挨拶—

障害者福祉課長

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

—事務局挨拶—

障害者福祉課長

続きまして、委員委嘱及び紹介でございますが、本会につきましては、地方自治法の規定に基づく、区の条例に規定する附属機関として、第2回定例議会で議決を受けております。なお、委員の委嘱につきましては、あらかじめ皆様のお席にお配りしている、委嘱状により代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

—委員挨拶—

障害者福祉課長

委員の皆様ありがとうございました。なお、おおごだ法律事務所弁護士 大胡田委員、社会福祉法人江戸川菜の花の会理事長・法人事務局長 茂木委員、江戸川区の介護保障を確立する会代表 日永委員は、本日ご都合がつかず、欠席されております。

続きまして、本会の会長・副会長の選任をさせていただきたいと思います。協議会の設置要綱では委員の互選により選出となっておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

—委員互選—

委員

専門的かつ多彩な経験と見地をお持ちの、東京大学先端科学技術研究センター近藤武夫教授を推薦いたします。

障害者福祉課長

ありがとうございます。ただいま推薦がありました近藤委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

—委員承認—

障害者福祉課長

続きまして、副会長ですが、近藤会長からご提案などございましたら、お願いいたします。

会長

本日は欠席されていますが、障害当事者であり法律関係、紛争関係、様々なご知見をお持ちの大胡田委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

—委員承認—

障害者福祉課長

では皆様にご承認いただきましたので、近藤委員に会長、大胡田委員に副会長をお願いしたく存じます。

それでは、会長席に移動をお願いいたします。

それでは、ここからは近藤会長に進行をお願いしたく存じます。

近藤会長、よろしくをお願いいたします。

会長

改めましてよろしくをお願いいたします。

本日は限られた時間内で、有意義な会議となるよう、議事進行につきまして皆様のご協力をお願いいたします。

本日の協議会について、原則公開として傍聴者の希望を募っております。事務局から報告をお願いいたします。

障害者福祉課権利擁護係長

江戸川区のホームページで傍聴の希望を募りました。その結果、1名の方から申込みがあり、ロビーでお待ちになっております。委員の皆様のご了解をいただけましたら、入場していただきたいと思っております。

説明は以上になります。近藤会長、よろしくをお願いいたします。

会長

委員の皆様、傍聴をお認めいただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、ご入室いただきたいと思えます。

(傍聴者入室・着席)

会長

これから次第に沿って進めさせていただきます。

—東京大学先端科学技術研究センター 近藤教授による講義—

障害者福祉課長

続きまして、資料1をご覧ください。左側の法的な位置づけですが、障害者差別解消法第17条及び第18条を根拠としております。

②番の障害者差別解消支援地域協議会の目的は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、関係機関等のネットワークを構築し、障害を理由とする差別に係る相談事例の報告及び情報共有等とともに、障害者差別解消にかかわる様々な課題について協議することを目的としております。

③番の協議会の位置づけは、附属機関として設置しております。

④番の委員任期は2か年ということで、開催予定は年2回程度を考えております。

右側にイメージがございます。江戸川区障害者差別解消支援地域協議会という全体像がございます。その下の降りているところが協議会の目的となります。障害のある人もない人も、お互いに尊重し合いながら共生する社会の実現というような形にさせていただきます。

資料1の2枚目について、区の障害者福祉施策の全体図を載せています。真ん中に自立支援協議会があり、その下に3つの部会があるような状況です。さらに、左側に計画策定委員会ということで、次年度が計画策定の年ですので、計画策定委員会がございます。右側に差別解消支援地域協議会というような形のイメージでございまして、こういったところを連携しながら進めていきたいと考えています。

資料2は本協議会に係る要綱になりますが、特に細かく説明はいたしません。

資料3に関しましては、令和5年10月に江戸川区が制定しました、「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」ということで、こういったものを基にこの協議会も運営していきたいと考えております。

説明は以上になります。

会長

資料1から3に基づいてご説明いただきましたが、内容について委員の皆様からご質問等ございましたらお願いいたします。

委員

まず資料2の要綱から、第2条(2)と(5)について、具体的にどのようなものなのか教えていただきたいです。

また、第2条(3)相談事例等の報告および情報共有ですが、情報共有だけでなく、事例の蓄積や分析もしてみるのはいかがでしょうかという提案です。そのような分析をすることで、その後の(4)や(5)に繋がっていくと思いますので、検討していただきたいと思います。

資料4の相談窓口について、区の相談窓口のほとんどが障害者福祉課だと思いますが、この役割はどのように分かれているのか、相談方法については、電話以外にメールやチャット、言語障害や聴覚障害がある方、もしくは電話の受付時間内で相談が難しい人でも相談できるような仕組みになっているのか教えていただきたいです。

また、区の協議会ではあっせんや勧告まで行う予定はないのかお聞きしたいです。

資料5の令和7年度の対応事例について、相談を受けてから終結まで最短と最長のケースで、それぞれどのぐらいかかったのかお聞きしたいです。

また、7年度は4件のみでちょっと少ないと感じました。実際はこれ以上の差別が起きていると思いますが、現実とこの数値の差があるので、なぜこんなに少ないのかについて考察していく必要があると思いました。それから、事例の④番について、最終的にはチケットを配布していたとありますが、リレーには参加できたのかということまでは分かっているのでしょうか。もし参加できていない場合、結局これは差別として解消されていないと思います。

私からは以上です。

会長

後半の方は次の議題の内容に及んでおりましたので、前半のご質問について事務局から回答いただいでよろしいでしょうか。

障害者福祉課長

資料2と3に関するご質問についてご説明いたします。

まず、要綱の第2条(2)と(5)について、ネットワークの構築に関することというのは、今すぐに何かのネットワークというよりは、今後こうした様々な課題や事例などを積み上げていく中で、こういった形でのネットワークがあると相談をしにくいという問題や、どこに相談していいか分からないという問題の解消ができるので、今後はネットワークの構築も念頭に入れながらの議論を考えています。

第2条(5)は江戸川区が制定した理念条例ではございますが、つくって終わりではなく、振り返る作業が必要であり、条例の理念の中で実現できていないところがあれば、協議会の中でも改めて議論する機会を作り、どのように対応していくのかという

ところも、この議論の対象として入れさせていただいている状況です。

また、お話いただきました事例の蓄積と分析、それをしていくということは、この協議会の一つの目的でもあると思いますので、この部分については今後の議論の中で行いたいと思っております。

会長

今後の議題にしたいということがあれば、協議会の中で議論できればと思いますので事務局にお寄せいただければと思います。

事例の分析は非常に重要だと思いますので、是非やっていきましょう。

続きまして、議事2の「今後の協議会の進め方について」です。相談受付体制は、皆さんと議論しながら構築していきますので、ご意見いただければと思います。

それでは、障害者差別解消法に基づく相談窓口体制について事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

資料4を参考に、相談窓口体制について説明いたします。

まず、一番上の障害者及び事業所からの相談というところで、国のつなぐ窓口や区のホームページ、権利擁護のリーフレットを設けて、権利擁護係が中心となって相談を受けています。基幹相談支援センターというのは、いわゆる差別解消だけでなく、障害福祉サービスに関わることや困り事など、さまざまな相談を受けております。虐待通報ダイヤルは障害者虐待について、通報を受ける電話番号を用意しております。こちらは24時間365日、夜中や日曜祝日なども電話対応で受けております。あわせて、メールに関しては問い合わせメールを区役所でも受けられるようになっておりますので、メール等でも受けられる仕組みにはらせていただいております。あと、障害者福祉課の窓口になりますが、ファックスでの相談も受けております。

また、権利擁護係の通常の電話の中でも相談があります。その中から虐待や差別にあたる可能性があれば事実確認を行い、関係者間で事実確認と検討方針を決めます。場合によっては、相談者に助言などで対応方法を案内します。あとは、事業者に対応方法について助言をするということもあります。その後、事業所が対応を拒否したり解決しない場合は、東京都のあっせんを受けて勧告、公表をしたり、国に連携協力依頼をすることもございます。先ほど、区ではあっせんをしないのかというご質問がありましたが、東京都が同じ機能を持っておりますので、区ではあっせんはせずに、必要であれば東京都につなぐという形で、相談を受けております。

会長

皆様、いろいろなところで相談を受けておられるのではないかと思います。
相談経路について、こういう経路があると良いみたいなことがあれば教えてください。

委員

倒れて救急車で運ばれた時、皆さんはコミュニケーションを取れますよね。消防隊員から「どこか痛いですか」「どうかしましたか」「お名前は何ですか」と聞かれても、ろう者の場合は何を聞かれているか分かりませんし、コミュニケーションも取れないので、痛みの伝え方も分からない。喋ってくださいと言われても喋ることができません。例えばコミュニケーションツールとして消防隊員とかが、指し示すようなボードなどの準備がされていればいいなと思います。

会長

まさに事前の改善措置ができていないことから起こってしまう差別的な取扱いではないかと思いました。理解啓発の案としていいのではないかと思います。

聴覚障害者からの相談で、ここの窓口とつながると良いみたいなことがあれば教えてください。

他にはいかがでしょうか。

委員

今日のお話の中で、学校が抱える課題はたくさんあるなと改めて思いました。特に私の学校はなかなかそういった環境ができていない。区内の学校でエレベーターが設置されている学校はほんの数校でございます。それらを事前に準備をするというのは、行政と前もって様々なことを考えていかなければいけないということと、合理的配慮の部分も本当に必要なことであると同時に、過度な負担は避けるべきだというお話は、大変心強いなと思いました。社会全体がそこを合理的配慮の方だけではなくて、過度な負担の部分も考慮しながら、互いが尊重し合える環境を学校としては作っていかなければいけないというのを勉強させていただきました。

会長

将来、学級とかに私たちがビラなどを作って、ここに連絡してみてもいいなものを置くことができるかもしれないとお話を聞いて思いました。

他にはいかがでしょうか。

委員

親として一番最初に相談するのは、我が子が通う事業所や先生だと思います。それを受けた側が差別と思わなかったりするような事案。最近では、事業所では何かあればすぐ区へ相談がいくと思うので、区でいろんな事案が集約できるのかなと思います。

会長

そういった事業所側からの事案の収集はございますか。

障害者福祉課長

事業所からのご相談はあります。権利擁護係を令和5年に設置して、それまではどこに相談していいかわからないというような事情がありました。権利擁護係ができてからは、差別解消という差別の部分というよりは、虐待の通報が非常に増えました。それを受けてから少しずつ差別に関する情報も集まってきているように思いますが、各部署ともいろいろと悶々とされているようなところもあり、どこまでやるべきなのか、どうしたらいいのかというのはございますが、すぐ障害者福祉課の相談窓口を思いつく方は少ないと思います。障害者福祉課の窓口を分かっただくことで、皆さんの悩みも一緒に考えられると思っております。

会長

今回、新しくこの地域協議会ができたので、これまでとは違った切り口で、事業所からの相談を分析できる可能性もあるので、一度そういった事業所から上がった相談を委員の皆さんに見ていただけるかどうか検討してみて、もし必要であればこの場で議論できるといいかなと思いました。

親の会の中で差別事案について、収集されていますか。

委員

アンケートなどは特にしておりませんが、親御さんがすごく辛いことになったら、役員や他の委員、会員の方とお話しして聞くことはあるようです。ただ、逆にこんなすごくいい対応してもらったっていう話も耳にすることはあります。

会長

そのようなお話をこの場でしていただくことはできますか。

委員

以前、事業者の利用者がすごくニコニコしながら歩いて帰ってくるのを近所の中学校の女子生徒が見て気持ち悪いと思い、警察に通報しました。特に何かをしていたわ

けではないのですが、交番から警察官が来て、お話を聞いてくださったそうです。ちょうどその警察官が理解啓発のキャラバンを受けていて、すごくお話を聞いてくださって怖い思いをしなくて済んだというお話を聞いたことはあります。

会長

幹旋は都の方にというお話があったかと思いますが、その前の段階で大変なことがあった時に、その関係者で円滑な建設的対話を促すことはあった方が良くと思います。これは上げておいた方がいいのではないかという事案は、団体から上げられる経路があるかどうか、今後ご検討いただけたらと思います。

他にはいかがでしょうか。

委員

不動産屋から精神障害や知的障害がある方が家を借りるのは難しいとのお声をいただいております。障害がある方の相談支援専門員として業務しておりますが、よく高齢者で差別的なご相談を受けるので、相談員なども連携の窓口にできるのではと思いました。

会長

相談員から、差別に類すると思われるところを吸い上げていく仕組みを作っていくのは重要だと思います。

あと住居です。もし今後ご提案いただいて、何か重点化、啓発、これは差別だということ、この協議会の中で議論していくことができるかもしれないので、具体案があればご提案いただければと思いました。

他にはいかがでしょうか。

委員

江戸川支部の中小企業の方は、10名以下の会社が多く、障害者雇用となると区内ではなかなか難しい現状ですが、人材不足で障害者雇用を考えたいという方は多くいます。その際、どんなことが配慮として必要なのか、特に精神障害者の方に対しては、個別に合理的配慮を考えていく必要があります、まず「合理的配慮とは」というところからのスタートの方がほとんどです。こうした相談もハローワークの方や私も、相談を受けたら紹介させていただきますが、その前段の簡単な相談を江戸川区でもできるといようなご案内ができると、雇用に関するハードルを下げることへの一助になると考えているのが一点ございます。

もう一点は東京都内全域の経営者の方ですけれども、雇用して少しこじれてから相

談を受けることがあります。そのようになってからだと、もう話し合いの場につきにくくなってしまいます。そうなる前に、「こういった相談窓口がありますよ」とか、そういった啓発を中小企業の経営者の方たちにしていきたいと思います。

このように、雇用して少しこじれそうになっている方に対してのアドバイスがあれば、教えていただければと思います。

会長

1点目は差別解消というよりも環境調整になります。合理的配慮の具体的な方法についての簡単な相談が、雇用労働に関してあるのかということが1点目と、2点目が紛争になった時に、労働問題の場合はこの協議会がどう介入していくのかというご質問だったかと思います。

1点目について、何かお答えいただけることはありますでしょうか。

委員

合理的配慮の関係ですが、雇用問題に関しては民間企業の場合は、ハローワークの雇用指導官が対応するような形となっております。紛争や、特に精神障害者に関しては、配慮事項は個別具体的にになりますので、こうすればよいというのはお伝えしづらいところがあります。厚生労働省の外部団体の外部法人ですが、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページに事例等が出ておりますので、見ていただくのも一つの方法だと思います。

環境整備については、基本的にはハローワークが介入する以前に、ご本人と事業所の方でコミュニケーションを取って、会社側が対応を提案し、本人が難しいということであれば他の提案をして、過大な負担については会社が立ち行かなくなるレベルまでは難しいというところはあると思います。

今後、協議会で雇用分野まで入るかどうかは分かりませんが、基本的には雇用分野以外のところを取り扱っている協議会になると思います。ハローワークにおける雇用指導官というものが担当官になりますので、事業所関係に関してはそちらにも相談いただくことを一つの提案としてご案内させていただきます。

会長

差別紛争に関することや労働問題だから相談してはならないということは全くないと思います。この協議会にも相談していただいて、そこから関係機関と連携をしていくという形が、一般的に地域協議会で取られることですので、そこもうまく整備して事業者側にも労働者側にも伝わるようにする必要があります。

この議題2について、追加でご意見をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

障害者福祉課長

雇用のところで補足ですが、江戸川区に就労支援センターがございまして、こちらでも事業所や企業の方からご相談を受けています。また、就労された当事者への相談機能もあり、毎月、皆さんに来ていただいております。長い方は何年も通われていますが、定期的に通うことで精神的な安定を保たれて、就労できている方もいらっしゃいます。まさに事前的改善措置であると思っています。現在、2,000人を超える方が登録されており、そういった機能もご活用いただきいろいろなご相談を聞けるかなと思っています。

続いて、相談事例について簡単にご説明させていただきます。

—相談事例（7件）について、事例検討を行いました。—

会長

これから一緒に色々な取り組みができればと思いますのでよろしくお願いします。
最後に事務局から連絡事項がありましたら、よろしくお願いします。

障害者福祉課権利擁護係長

次回の障害者差別解消支援地域協議会の日程についてお知らせいたします。今回は令和8年2月13日の金曜日午後1時30分から3時30分を予定しております。

会場等につきましては、後日皆様にご連絡させていただきますので、ご予約のほどどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長

以上をもちまして、令和7年度第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

—終了—